



# 東京都 「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」 支援サービス

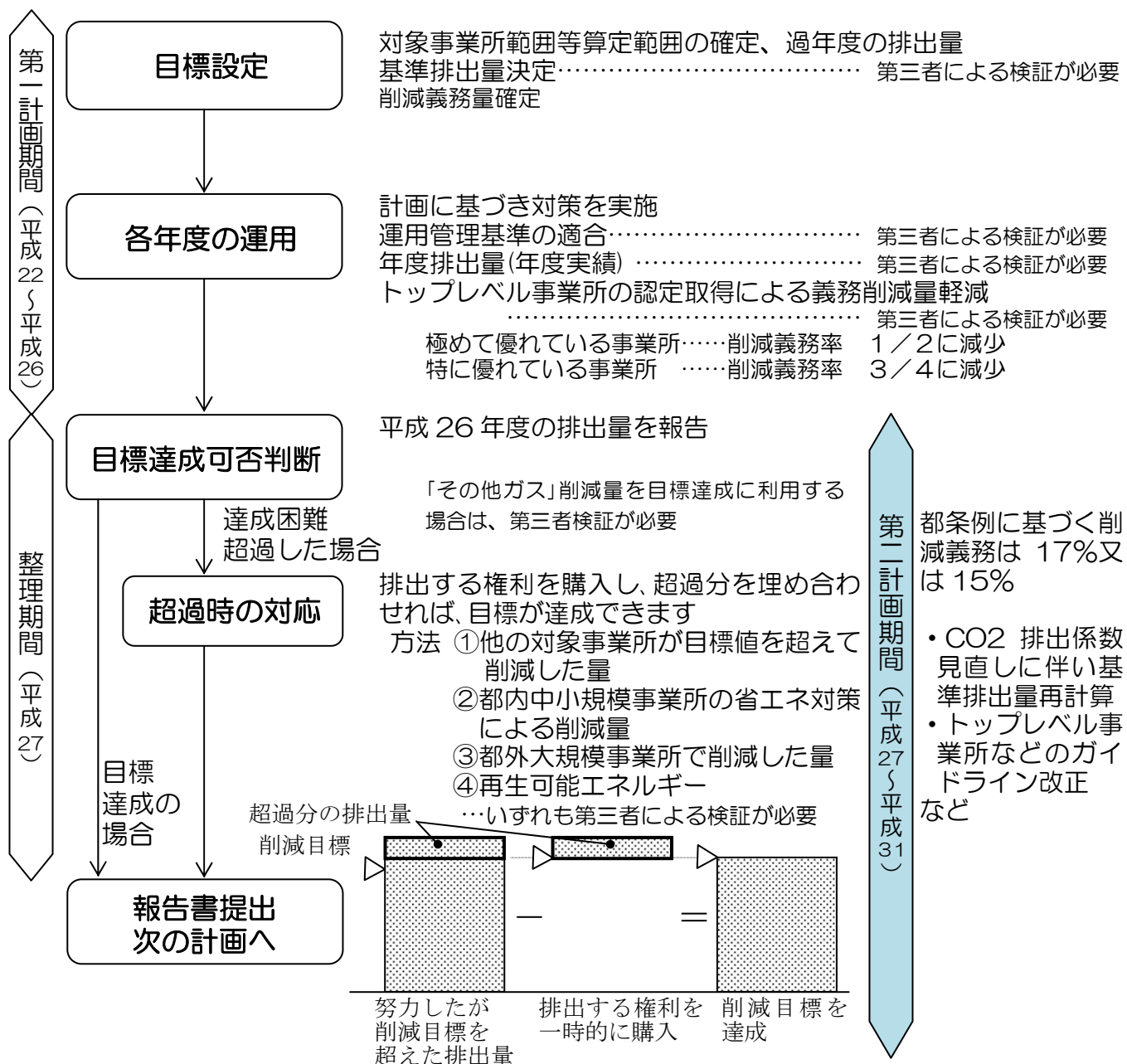


都は温室効果ガス削減という目標に向かって各事業者には排出量削減率の目標を定めています。省エネ法に上乗せする形となりますが、トップレベル事業所として認定されれば削減率が軽減されます。各種排出量取引の仕組みも整備されています。

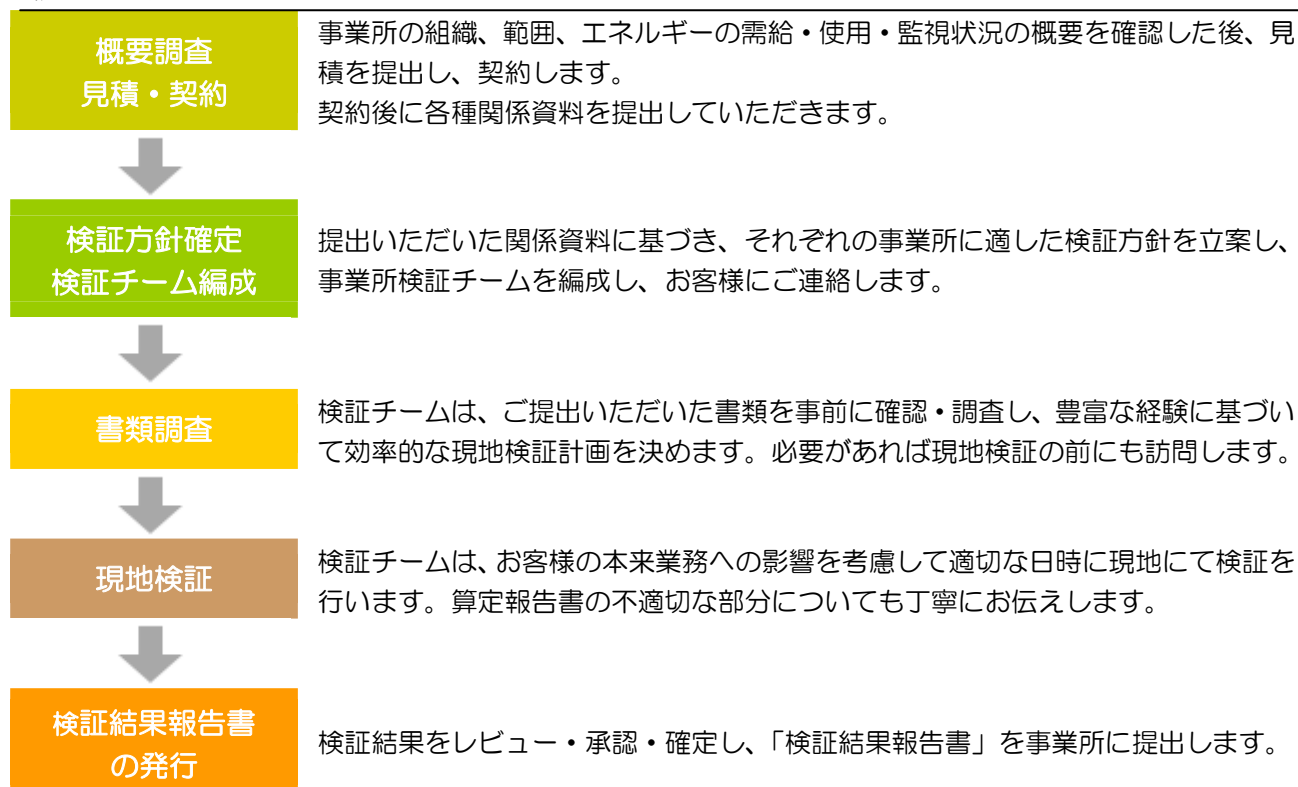
対象は、原油換算エネルギー使用量が3年連続で1,500kℓ以上の事業所です。年間の排出量の報告等では、第三者による客観的な検証が必要となります。検証後、排出量取引が発生することもあるため、より一層厳密な検証が必要となってきました。弊社は**豊富な経験に基づき、信頼性高く正確に、しかも効率良く**検証を行います。建築・設備に関する**知識、省エネに関する理解**を併せ持ち、**きめ細やかに対応**しますので、ご担当の方の負担も軽くて済みます。

ご相談は無料です。早めの相談が冷静な対応につながります。お気軽にご連絡下さい。

## 排出量削減への流れ



## 検証の流れ



注：契約の締結から検証結果報告書の発行までに要する日数は概ね 1 ヶ月です。  
 根拠資料の取り寄せが必要となることもありますので、余裕を見て早めのご連絡をお願いします。トップレベル事業所の場合は、約 1 ヶ月強となります。

## 検証業者としての都への登録 多くの区分に登録しているため、様々なご要望に対応できます

区分番号	区分の名称	検証内容	弊社登録
1	特定ガス・基準量	特定ガス排出量の検証、基準排出量の検証 新規事業所等の運用管理基準への適合検証	○
2	都内外削減量	都内削減量の検証、都外削減量の検証	○
5	優良事業所基準（第 1 区分）	優良事業所基準（第 1 区分）の検証	○
6	優良事業所基準（第 2 区分）	優良事業所基準（第 2 区分）の検証	○



株式会社マネジメントシステム評価センター  
 MANAGEMENT SYSTEM ASSESSMENT CENTER

本 社 〒108-0023 東京都港区芝浦 4-4-44 横河ビル Tel. 03-3456-6370 Fax. 03-3456-6376

<http://www.msac.co.jp/>